

令和 2 年 第 3 回

# 伊根町議会定例会会議録

令和 2 年 9 月 18 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

# 令和2年 第3回 (定例会)

## 伊根町議会 会議録 (第3号)

招集年月日	令和2年 9月18日 金曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和2年 9月18日 9時28分			議長	上辻 亨	
	閉会	令和2年 9月18日 10時57分			議長	上辻 亨	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
	5	山根 朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 10名 欠席 1名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	副町長	上山 富夫	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	岩佐 好正	○	教育次長	石井 明博	○	
	総務課長	鍵 良平	○	会計管理者	須川 清広	○	
	企画観光課長	千賀 和孝	○	代表監査委員	坂中 宗一郎	×	
	住民生活課長	増井 和彦	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	長谷川 貴之		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和2年 第3回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

令和2年9月18日(金)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 地元住民による有害鳥獣駆除を 佐戸 仁志
- 新型コロナウイルス感染症対策について 大谷 功
- 介護サービス事業所の介護報酬特例について 山根 朝子
- 新型コロナウイルス感染時の季節性インフルエンザ対応 中嶋 章  
について

日程第 3 議案第61号 令和元年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方  
財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を  
求める意見書

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 地元住民による有害鳥獣駆除を 佐戸 仁志
- 新型コロナウイルス感染症対策について 大谷 功
- 介護サービス事業所の介護報酬特例について 山根 朝子
- 新型コロナウイルス感染時の季節性インフルエンザ対応  
について 中嶋 章

日程第 3 議案第 6 1 号 令和元年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 意見書案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方  
財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を  
求める意見書

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 会 議 の 経 過

令和2年9月18日(金)  
午 前 9時28分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(上辻 亨君) 皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

猛暑が続いておりましたが、少しずつ秋の気配を感じられるようになりました。

本日の議案は、初めに一般質問からであります。一般質問される議員の発言が町政発展につながることを期待しております。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(上辻 亨君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、長谷川 議員

8番、濱 野 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(上辻 亨君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、地元住民による有害鳥獣駆除をを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。2番、佐戸議員。

○2番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

今回の一般質問、あまりにも身近なこととして、地区要望でもよいのではないかと思ったんですが、新首相の菅内閣総理大臣も進めておられる規制緩和、行政は別ですが、横並びの行政など政治力でどうかしてくれるのではという期待を持ちながら、一般質問させていただきます。

私の職業としてこの伊根町議会議員、株式会社よぎ電工という電気・水道設備会社の経営、そして5年くらい前から父より受け継いだ米作りを3反8畝行っております。米作りは体力的に大変きつく、3つの職業の中で断トツトップのつらさであります。きつい割には利益など出ず、買って食べたほうが得であるという方もたくさんおられます。なぜ米作りをやるか。私は先祖代々守ってきた土地を荒らすことなく守っていき、次の世代に渡すということが目的であります。我々が守っているこの土地の最近の有害鳥獣被害について述べたいと思います。

猿は年中出没し、畑をされる方は5面網を張り、おりの中で農作物をつくっておられます。それでも弱いところを見つけられ、被害を受けております。稲が実ると田んぼに入り、猿が座るベッドをつくり、稲穂を食べ、汁を吸い、栄養価の高い食事をしております。最近、伊根地区でも見られるようになった鹿は多頭数で道路際で草を食べ、まるで奈良公園のようであります。まだまだ他地区より被害は少ないですが、田に入り、稲の苗の先だけを食べるといったことが何箇所かあり、ピンクのテープなど張り、対応しております。

そして、問題のイノシシであります。10年くらい前から多数出没し、被害が増え始め、水路を壊し、あぜ、土手に穴を空け、収穫前の田んぼに入り稲穂を食べ、暴れ回り、収穫できない田んぼにしてしまいます。今年も何枚かの田んぼに入られ、早朝からパトロールし、壊された柵、電線などを修理し、次、入られるのを防ぐという作業を毎日しておりました。私も5年くらい前に1反の田んぼを一夜にしてぐちゃぐちゃにされ、それを2枚やられました。私の父は耕作意欲をなくし、地主に返すということになりました。次の年より私が代わり、今年も米作りはしましたが、イノシ

シ被害は深刻であります。

前にも言いましたが、米作りは体がきつい。何がきついか。草刈りであります。イノシシ被害から稲を守るため、電気柵を田の四方に張り巡らし、3段から4段、低い電線は地面から10cmぐらい、1週間から10日のピッチで草刈りをしないと草でアースし、イノシシに効きません。特に稲刈り前の真夏の草刈りは非常にきつく、つらい作業であります。イノシシさえいなければこんな作業は必要なく、若い世代でも耕作者が増えるのではないかと思います。

耕作者が集まり、昨年おりを設置してもらおうということになりました。日出の耕作地は子供の頃から不思議だったのですが、日出川を挟み、北側が伊根町、南側が宮津市であります。農地の耕地整理もありましたが、宮津市地番の地主のほとんどが伊根町民であり、耕作者も伊根町民であります。地主は日出以外にも亀島地区の方も多くおられ、よくは分かりませんが、ブリやクジラでもうけた金で田んぼを買われ、このようなことになっているものと思っております。耕作者は役場に相談し、イノシシの捕獲おり設置をお願いし、設置する運びとなりました。被害の多い宮津地番の設置はできず、伊根地番の休耕田に設置しましたが、イノシシの捕獲はできず、被害も減りませんでした。今年は伊根町職員に仲介してもらい、宮津市の方に1基、宮津地番の休耕田に設置していただきました。

稲刈り前に水を抜き、田を乾かす時期、それはイノシシが侵入する頃の8月14日より稲刈りの終わった8月31日まで、10頭捕獲することができました。宮津市、伊根町でも1基でのトップクラスの捕獲数だと思います。この時期、これだけの捕獲数があっても被害は出ており、あと3基、4基の設置がしたいと希望を耕作者から聞いております。

おりの設置、管理のライセンスを取った者、取る予定の者も何人かおり、将来のこともあり、自分たちで耕作地を守っていきたいと思っております。おりの設置、管理のライセンスは京都府の管轄のものであり、宮津市、伊根町に委託されているとお聞きしております。山の向こうの大島地区、山の上の田原地区でも被害は多いと聞きます。伊根町の予算でおりを設置し、伊根町民が管理するということは、宮津市にとってもよいことであると思っております。宮津市、伊根町で話し合われ、新しいルールをつくっていただき、何とか我々の手でこの伊根の田んぼを守っていきたいと思うのですが、町長の考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えしたいと思っております。

結構、伊根町の中でも日出地域多いですね、イノシシは。この役場の裏のあのおりで今年も16頭ぐらい、あんなところでも捕れておりまして、なかなか減らないのが現実であろうかなと思っております。大変、皆さんお困りのことは承知をしております。

ご質問にお答えをいたします。

初めに有害鳥獣捕獲許可業務の流れ、次に宮津地内におりを設置した経過を説明させていただき、最後に宮津市との連携についてご説明申し上げます。

まず、野生鳥獣は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により保護されております。そうでありますから、狩猟制度に基づき捕獲する場合を除き、原則として野生鳥獣を捕獲することは禁止をされております。

今日、朝のテレビなんかでも、どこかのまちで田んぼにイノシシが入ってきて、殺さへんです。逃がすんです、追い出して。それが常であります。うちところでも長延のほうで網に引っかかったイノシシがおるから役場から来てくれという話があった。役場の職員行きましたら、この法律に基づいて殺すわけにいかんのです。逃がすんです。長延の方、ものすごい怒られたんですけども、これが法律というものでございます。

ただし、生態系や農林水産業に対して鳥獣による被害等が生じている場合や学術研究上の必要性が認められる場合などには、許可を受けて野生鳥獣を捕獲することが認められております。これが有害鳥獣捕獲でございます。

有害鳥獣を捕獲するためには、先ほど申し上げました法律に、法規・法令に基づき、事前の許可が必要となります。ご質問のあるイノシシにつきましては、法律に基づいて京都府知事の許可が必要となりますが、京都府の事務処理の特例に関する条例により、市町村が事務を委任されております。

すので、各市町村において申請書を受付し、審査を行い、許可証の発行を行っております。各市町村長が発行をしております。

よって、宮津市内において有害鳥獣を捕獲するためには、宮津市長の許可が必要となります。一般的には狩猟免許を取得し、狩猟登録をしている方、いわゆる宮津市猟友会の方に許可をしております。

ご質問のありました宮津市地番におけるおりの設置につきまして説明いたします。

昨年7月1日に日出区長さんより、区民が耕作している日出川周辺の宮津市内、伊根町内にそれぞれおりを1基設置してほしいというご要望をいただきました。この要望に基づいて、伊根町、宮津市、京都府猟友会宮津支部で協議を行い、その結果、ご要望どおり日出地区の圃場において、伊根町域に1基、宮津市域には宮津市保有のおり1基を借用し、設置をしたところでございます。これは昨年の7月中旬でございます。伊根町が令和2年2月におりを購入したので、宮津市のおりを借り続けるのは申し訳ないので、宮津市へおりを返却し、伊根町所有のおりを設置したところでございます。議員ご存じのとおり、宮津市内は宮津市の猟友会の方に設置していただき、伊根町内は伊根町の猟友会に設置をいただいております。

日常の管理、いわゆるえさやりや捕獲時の連絡につきましては、狩猟免許は必要ではありませんので、どちらのおりの日常管理も日出地区の耕作者の方にご協力いただいております。そういう日常管理は免許なくてもいいんですけども、おりの設置、わなを仕掛けるときは、それはやはり狩猟免許が必要でございます。許可が必要でございます。猟友会員だけでおりの管理をするのは大変でございますので、耕作者の方にもご協力をいただいております。

宮津市、伊根町の話し合いで新しいルールができないかというご質問でございますが、有害鳥獣捕獲許可業務は京都府知事の認可であります、先ほども申し上げたとおり。京都府の条例により各市町村に事務が委任されており、宮津市域の許可は宮津市長の許可が必要であることは各種法令で決まっております。伊根町が代わりに宮津市域の捕獲許可を出すことはできないわけでありませぬ。

新しいルールと言われますが、既に迅速に宮津市、伊根町、猟友会が連携をし、要望にお応えをしております。宮津市さんも対応いただいておりますので、改めて新しいルールづくりをするという必要もないかと思っております。

ちなみに、個人が自分の土地で免許がなくても捕獲できる場合がございます。それは猟期、11月15日から3月15日間、決められた間ではありますけれども、決められた猟具である囲いわな、いわゆる天井が空いているんです。イノシシは飛び出さないんですけども、ほかのやつは出ていく。イノシシだけが捕れるという囲いわな、天井の空いたおりのことでございますが、これにより捕獲は可能でございます。また、猟期以外では宮津市長の許可があれば、その囲いわなで捕獲はできるわけでありませぬ。しかし、これは免許を持っていない方への許可なので少しハードルが高いかもしれませぬし、その囲いわなを自身で、自分で用意する必要がございます。

最も確実なのは、宮津市域であってもその土地の方がわなの免許を取得し、宮津市長に許可を出してもらったらい、普通のおりを設置したらいいわけでありませぬ。この場合、おりは伊根町または伊根町野生鳥獣被害対策協議会が導入し、貸与できるわけでございます。免許取得が難しいようでしたら、現状どおり要望をいただきまして、宮津市猟友会と連携し、対応をしていきたいと思っております。

しかしながら、新たな場所に要望をいただきましても、宮津市、伊根町が保有しておりますおりの台数にも限りがございますので、すぐにご要望にお応えできるということはなかなかできないかもしれませぬので、その辺の点はご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） すみません、ありがとうございます。

捕獲おりを全く設置しないで何年も放っておいたこともあります、大変イノシシがおります。昼間でも日出川の上流のほうへ行きますと走り回っております。ぜひ今お聞きしたことを実現したく思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いたします。これで終わらせていただきます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。  
6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

5月25日に緊急事態宣言が明け、これから少しずつ普通の日常に向けて進むかと思っていたところ、再び新型コロナウイルスの感染者が増加する事態となりました。市中感染者が大変多く、無症状の方も多くいるということであり、いっどこで感染しても不思議ではない状況となっています。幸い、伊根町ではまだ陽性者は出ていませんが、コロナ後の社会を見据えた政策と同時に、町内発生時の対応についても十分対策を練っておく必要があると考えています。

今、町民は伊根町で初めての陽性者にだけはなりたくないと思っていると同時に、コロナウイルスに感染した場合のことを不安に思っているのではないのでしょうか。陽性が確定をした場合には、京都府や町行政による丁寧な対応をしていただけたらと思いますが、しかし、例えば家族が感染した場合に子供は病気やけがならば親戚や近所に預けることも考えられますが、感染症の場合にはそう簡単ではありません。預け先にお年寄りがいたりする場合、二の足を踏むことは確実であります。要介護の親は誰がどこで介護してくれるのか、感染した場合はどこに入院することになるのか、無症状の陽性者はどこで生活をするのかなど、一定程度、予備知識を持って、いざというときのために備えておくことも大変必要だと思います。

住民の不安に対処する周知などの取組の強化が必要であるとともに、まだまだ先が見通せない営業、生活不安、心配に対応する伊根町でのコロナ相談窓口の設置が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。まだ伊根町で発生していないので、必要ないということかもしれませんが、発生時に慌てないようその準備は十分しておく必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

また、町内での陽性者が発生した場合、感染した人が差別的な扱いを受けないように配慮をしながら、伊根町は情報公開をどこまで行うのか。たとえ行政が実名を伏せて感染者を公表したとしても、内外から情報が漏れ、ネット上で拡散するリスクがあります。業者が自ら開示をせず、感染の事実を隠したとみなされれば、社会的に非難を受けることにもなりかねません。伊根町では町内発生の場合の情報公開は京都府の対応に準ずるのかと思いますが、どこまで公開をされるのか、現在のところの町長さんの考えがございましたら伺いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ご質問のありました新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをします。

1つ目は、感染をした場合を想定しての不安要因を例示いただき、相談窓口を設置してはどうかというものでございます。

いわゆる何事もワンストップで対応できることは、相談者の利便性から望ましい姿かもしれませんが、結局のところそれぞれの専門分野につなぎ対応することとなりますので、そのことを考えますと、いわゆる感染者ゼロの本町において、特別に相談窓口というものを設置しなくてもいいのではないかなと思うところでございます。小さなまちならではの顔の見えるその人その人に寄り添った対応を心がけておりますので、役場にご相談いただければ、その都度それぞれの専門分野へご案内申し上げる次第であります。どの課に相談すればよいか分からないときは、コロナ関係でございましたら、一応、保健福祉課のほうにご相談いただければと思っております。

いろいろな例示がございました。家族が感染した場合、子供はどうするか。まずは近隣の身内に相談でしょう。子供の年齢にもよりますが、近隣がないなら少し遠くても親族ではないかと思えます。感染症は難しいと言われますけれども、保健所のほうでしっかりと濃厚接触者の可能性があるのかないのか、その辺は判断されまして、ある場合はPCR検査をちゃんと行いますので、受け入れていただく方も問題はなかろうかと思っております。

要介護の親は誰がどこで介護する。介護サービスが利用できる状況にあるならばサービス利用ですし、利用できないのであれば、これもまた親族等相談のできる方へのお願いになるのではないのでしょうか。



感染した場合、どこに入院する。まずは保健所に相談の上、医療機関を受診し、その指示に従うこととなります。無症状の陽性者は接触を避けるため、自宅療養、自宅待機です。症状のある軽症者は指定の宿泊施設へ受け入れてもらうこととなります。これらは京都府さんのほう、保健所の指示によります。

また、こういったことは新型コロナウイルスに限ったことではありません。季節性のインフルエンザしかり、あらゆる病や事故等により、我々のふだんの家庭生活は様々な支障や混乱を生み出すわけであります。

このご質問をいただきまして、今日の朝ニュースを見ておきますと、夜、旦那さんが帰ってきて、その奥さんが一杯やっていて口論になって、旦那さんを包丁で刺したという。例が悪い話ですけども、刺したと。その旦那さん亡くなられたそうであります。旦那さん、お父さん亡くなって、お母さんはこれはもう刑務所でしょう、殺人犯ですからね。1人子供さんがおられます。どうするんだらうかと、私も何かこの話に付随してえらい心配になったものでございます。

想定することは大変大事であります。伊根町でやっております高齢者の皆さんのエンディングノート、これ結構皆さん嫌な話かなと思ったら、率先して皆さんエンディングノートを書いていただいたりしております。もしものときはどうするのか。様々なケースをそれぞれのご家族で話し合われることも必要に思います。お困りなことがあれば、役場にご相談いただきましたら適切な部署におつなぎをいたします。解決に向けて相談に乗らせていただきます。

次は、陽性者が発生した場合の公表でございます。

指定感染症であることから、京都府、保健所の指導の下、その下の対応になります。京都府として市町村ごとの感染者数が発表されていることから、伊根町何十代、何人と発表されることになると思います。町としては、あえて発表することはありません。しかしながら、職場で、また学校や保育所で感染者が出ると消毒も必要となり、特に小さなまちではどうしても感染者が特定される可能性が高いので、公表の方法は変えなければならない場合も想定をされます。その辺のことはご理解いただきたく思います。でも、基本的には町のほうから発表する、公表する、そういう予定はございません。

議員も差別的扱いを気にされておりますように、コロナに限らずあらゆる病に誰だつてなりたくてなるわけではございません。感染者に非はございません。人権侵害はもつてのほかでございます。町としても「いねぼん」やホームページで人権への配慮をお願いしているところでございます。また、真偽が分からない情報に追われパニックにならないよう、正しく恐れるための情報発信には努めてまいりたく考えております。

新型コロナウイルスを耳にし、久しくなりました。半年以上が経過し、季節も夏を過ぎ、秋、冬に移ろうとしております。季節性インフルエンザの流行も気になり始める頃でございます。新型コロナウイルスが全国的に感染拡大していた頃に言われていた密閉・密接・密集、いわゆる3密を避けること、そしてその後と言われました新しい生活様式としての身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い・消毒、これらを徹底することが大事に思います。といいますよりも、今後これらのことをコロナやインフルエンザの流行あるなしにかかわらず、ふだんの生活様式としていくべきに思うところでございます。

以上でございます。

**○議長（上辻 亨君）** 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、介護サービス事業所の介護報酬特例についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

**○5番（山根朝子君）** それでは、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染はまだまだ収まることなく、感染のリスクにおびえながらの生活が続いています。介護認定を受けている高齢者にとっては、デイサービス等を利用することは体力の維持や栄養、清潔の確保など暮らしの支えとなっておりますが、利用する際には体温を測り、マスクをし、手指の消毒をするなど感染予防に気を配っています。介護サービスを提供している事業所も、もし感染者が出れば事業所の休止も想定されることから、感染予防に心を砕き、利用者の安心・安全に細心の注意を払って運営をされています。

京都府内では新たな感染者が減少傾向にあるようですが、これからインフルエンザの流行の時期を迎えるに当たり、まだまだ気を緩めることはできない状況が続いています。全国的にはコロナ禍で影響を受けた介護事業所も多く、デイサービスなどは3月から5月にかけて利用控えが多く見られたようですが、厚生労働省はそのような介護事業所への救済措置として、報酬の上乗せを認めた特例の通知を6月1日に出しました。この特例通知は、デイサービスなどに対して利用者の同意があれば、介護事業所が提供したサービス時間に上乗せし、介護報酬を求めることができるということです。新型コロナの影響で減収になっている事業所にとって、経営が厳しくなっていることは切実な問題だと思いますが、しかしその減収分を利用者の負担を増やすことで対応させるという厚労省の通知は、全く理解できるものではありません。

認知症の人と家族の会の新潟県支部は、利用者の負担増につながる、利用してもいないサービスの対価をどうして利用者が支払わなければならないのか、理由が全く理解できないと、国に撤回を求める要望書を提出しています。全くそのとおりで、このようなことが行われると、介護保険制度そのものの崩壊につながるのではないかと危惧します。

通知は、利用者の同意があれば上乗せ算定ができる。同意がなければ上乗せ算定はできないということです。しかし、事業所から話をされれば、それを断る利用者、家族はほとんどいないのではないのでしょうか。全国的には、事業所によっては自己負担額が多過ぎる利用者や経済的に困窮している利用者に対しては配慮しているところもあるようですが、負担が増える人とそうでない人との不公平感が生まれてしまいます。また、利用者が給付限度額ぎりぎりのサービスを受けている場合、限度額を超えた分は10割が利用者負担となってしまいます。さらに、この措置がいつまで続くのかの説明がないというのも不安になります。

町内の介護事業所では7月1日から上乗せ算定がされており、要介護5の方が週3回以上のデイサービスを利用した場合は、628円の負担増になります。さらにショートステイを利用する場合は、利用日数に対応した算定式があり、加算の料金は1日90円の算定可能日数で算定します。要介護2のAさんの場合、デイサービスを週3回、ショートステイを月6日利用しているその方ですが、その場合の負担はデイサービスで400円、ショートステイで180円の合計580円の負担となる計算です。介護度が重くなるほど負担は増えることになります。介護サービスを利用しているご本人や家族は、介護事業所の大変さはよく分かっておられます。しかし、サービス内容が変わらない中で負担だけが増えるという今回の厚生労働省の措置については、納得がいかないというのが本当のところの気持ちではないでしょうか。

町内の介護サービスの利用者のほとんどが上乗せ分を同意しているのではないかと推測しますが、利用者の負担の増加はどれぐらいになっているのでしょうか。また、給付限度額を超えての10割負担者はいるのでしょうか。現状を伺いたいと思います。

長野県飯田市では、上乗せ算定には課題があり、これに相当する額を市が介護事業所に補助金交付するという対応をされています。対象期間は令和2年7月から令和3年3月のサービス提供分ということです。まずは国が介護事業所にもしっかりとした補償を行い、コロナによって経営が窮することのないように対応されるのが本筋とは思いますが、しかし、伊根町においても介護事業所と高齢者の生活を守る立場から、支援の検討をされるべきではないかと考えます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問にありました介護サービス事業所への介護報酬特例についてお答えをいたします。

介護報酬は社会保障審議会の意見を聞いて、厚生労働大臣が3年ごとに定めます。原則1割を利用者が負担し、9割は保険者である市町村に請求されるものでございます。余談でございしますが、医療の場合でしたら診療報酬は2年ごとの改定で、年齢区分にもよりますが、大半が3割自己負担でございします。

質問にございます厚生労働省の6月1日付の発出文書は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点からのもので、本質的には利用者の利用控えや施設の消毒等による減収の対応と思われまます。全ての介護サービス事業で臨時的な対応を求められたわけではなく、町内

にあるサービスでいうなら、長寿苑でのデイサービス、ショートステイになります。ショートステイは利用者が比較的特定されるので、今回はデイサービスを例に答弁したいと思います。

ご質問のとおり、事業者が利用者の同意を得れば料金が加算されます。長寿苑に調査をしたところ、6月から8月に利用に同意を求めたようでございます。69人の方に通知をし、60人から回答を得ております。56人の方は同意、4人の方は同意をされていません。同意された方々はどの程度の利用者負担が増えるかということですが、平均の介護度が要介護1、2で、平均利用が週2回であることから、利用者負担の増額は月300円程度が本町での平均的なところでございます。300円の負担増を高額と捉えるか範囲内と捉えるかは人それぞれでございますが、先ほど申し上げましたように、長寿苑からの案内には60人中56人の方が同意されたということでございます。

質問にあります給付限度額を現時点で超えている方はおられないようですが、上乗せ算定をされると限度額を超えるから同意されなかった方が1名、原則1割負担のところを現役世代並みの所得のために既に2割負担となっていることから、同意されないという方がお一人、口頭では同意をいただけたが書面での提出がない方がお一人、とにかく同意しないという方が1人のようであります。大半は同意をされていることを考えると、負担できる範囲であろうかと推測をするところでございます。

確かに同意すれば増額、同意しない人は今までどおりの負担でサービスが受けられる。これは不公平であるかもしれません。しかしながら、これが新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、臨時的に厚生労働省が整えた制度でございますので、その制度に従うのが現状であろうかと考えております。

冒頭申し上げましたとおり、介護報酬は3年ごとの見直しで、令和3年度から新たなものになります。市町村もそれに向け、現在、次期介護保険事業計画を策定しているところでございます。今回の特例はあくまで臨時的な取扱いであります。制度である以上、次年度と限定はできませんが、次年度以降には基準が示され、線引がされ、新たなサービスの利用の仕方が策定されることと思っております。また、逆にこのような臨時的なものは、もう取り外される可能性もございます。

町としての支援についてでございますが、利用者が同意された場合は、町も保険者として増額分の利用者は1割、我々は9割求められるわけでありまして。その分は既に町も支援をしております。新型コロナウイルスに対応した臨時的な取扱いと考えると、現状で新たな支援制度を設けることは若干勇み足になるのではないかなど、そう考え、そのような支援策については町のほうは考えておりません。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 山根議員。

○5番（山根朝子君） 状況説明ありがとうございました。

平均で要介護1、2の方が週2回のデイサービスを利用されたら300円のアップになるということでしたが、この300円が高額と捉えるかどうかというお話もありましたけれども、高額というよりも、介護保険制度そのものがサービスを受けたその対価を払うというその原則でして、サービスを受けていないのにそれをアップして払うというのは、やっぱり介護保険制度そのものの問題だと、そのものが本当に崩れていく大きな問題になると思っております。

おっしゃったように来年度、介護保険制度の見直しがあります。どのようなものを厚労省のほうが出してくるのか分かりませんが、やっぱり利用者が安心して、家族が安心して介護保険制度をこれからもきっちり使っていけるような、事業所もちゃんと経営が成り立つような、そのような介護保険制度の改定にしていきたいと思っておりますので、町のほうも9割の分を補助しているというふうにおっしゃっていますけれども、やっぱりどのような介護保険制度にしていくのかということをしかりと考えていただいて、来年の改正に向けても取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） なかなか難しい問題でございます。医療のほうもありますし、国保保険税

などもありまして、介護保険料は逆に案外安い口なんじゃないかなと私、思っております、これ恒常的にこれからも本当に将来にわたって百年の計で保険制度を充実させていこうと思えば、私なぞはこれぐらいの保険制度では、とてもじゃないがやっていけないのじゃないかなと思ったりもします。そのところはやはり厚労省のほうが各市町いろいろな状況をお聞きになられて判断し、それらの政策がまた打ち出されることだと思います。

それは市町村、我々、住民さんの思いを込め、なるだけ安くなるだけ金がかからんようにと、それは皆言うんですけども、そこはそれ、またそれぞれの制度の存続をかけて、みんなで知恵を出し合って頑張っていかなければならないし、そのことについては当町にも委員会ございます。なかなかこれ意見を申し上げるといいましても、言われた制度で何とかやりくりするように我々も努めていく。実質的に保険料値上げということになったりもしますので、頑張りますのでその辺のことはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、新型コロナウイルス感染時の季節性インフルエンザ対応についてを通告議題とし、中嶋議員の発言を許します。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） それでは、通告に従いまして、町の方針をお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染時の季節性インフルエンザ対応についてお伺いいたします。

コロナ禍中、先行き、出口が見えない新型コロナウイルス感染拡大が猛威をふるっております。国内では春の第1波の感染拡大により、緊急宣言が発せられたときは経済活動停止状態が続き、人々の行動制限を緩めるとたちまち第2波が起こっております。本町では、来訪者には来町自粛要請や住民には感染予防の徹底呼びかけの効果で、幸いにもコロナウイルスの持ち込みや感染者の報告はされておられません。

また、少しずつですが、コロナウイルスに対する対処が分かってきたのではと思われまます。人との接触には距離を置き、マスクの着用、手のアルコール消毒、集団での3密の回避により感染予防が有効と分かってきました。いまだ本町において感染報告がないのは、こうした住民の感染予防行動が結果として表れているのではないのでしょうか。

しかし、夏休みの期間には観光客の来訪が増えつつあり、活気を喜びつつ、また、目に見えないコロナウイルスに不安を感じます。これから秋の観光シーズンを控え、来月からは政府のG o T oキャンペーンが全国的に本格化し、本町も多くの人出が予想されます。また、感染のリスクも心配されます。

そこでお伺いいたします。

人の往来によって、毎年起こる季節性インフルエンザの流行と重なる時期を迎えます。コロナ感染、風邪、インフルエンザの初期症状はよく似ると聞きます。国も来月から高齢者には早めのインフルエンザ予防ワクチンの接種を呼びかけているものの、危機感はまだひとつ伝わってきません。全住民に早期の計画的なインフルエンザワクチン接種の必要を感じます。本町での近年のインフルエンザ感染者数、またインフルエンザワクチン接種者数をお示しくください。効果は3か月程度と聞きます。2回の接種が有効と感じますが、希望すれば全住民がワクチンを受けられるのか。そのワクチンの数の確保は大丈夫でしょうか。早期のワクチン接種体制について、町の方針をお伺いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、最後に中嶋議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染の第2波が若干落ち着きを見せる中、秋から冬に向けてコロナ感染症と併せてインフルエンザ流行時期が重なり、心配されるところであり、国においても今年の冬のインフルエンザワクチン接種を巡り、優先度を提示されております。重症化のおそれがある高齢者や持病がある人を最優先とし、医療従事者や妊婦、乳幼児から小学校低学年からも優先させる方向でございます。

議員がおっしゃるとおり、インフルエンザは新型コロナウイルス感染症と症状の見分けがつきにくいと言われております。コロナの感染が広がっている中で、インフルエンザワクチン接種の希望者が増えると医療現場が混乱を来しますので、早期対応が必要と判断されているようであります。

しかしながら、伊根町の場合はコロナはゼロでありますので、そんなに混乱は起きないと私は思っております。

さて、議員からご質問がございました近年の季節性インフルエンザの感染者数でございますが、正確に把握はし切れておらず、確定した数値を申し上げることはできません。管内保健所でも管内医療機関で定点把握調査を実施し、感染症発生动向調査を毎週行っておりますが、この調査でも管内感染症の流行が分かる程度の指標でございます。参考程度となりますが、伊根町両診療所で医師に聞き取りをしたところ、昨年は少なかったです。少なくても、町内両診療所で12名程度の罹患者がおられたということでございます。例年ですと20人から30人程度と伺っております。

インフルエンザワクチン接種者は、65歳以上の法定接種、いわゆる予防接種法に基づく定期接種、これからすべからく法定接種と申し上げますけれども、その法定接種対象者が986人おまして、その中で678人の方が接種されております。接種率は68.8%であります。また、町内診療所での64歳以下の任意接種者は319名でございました。合わせましておおむね1,000人。よって、伊根町の方は5割以上の方が接種されておることになります。また、任意接種である64歳以下は、町内診療所で接種された方の人数しか把握できておりません。町外で64歳以下の任意接種の方、接種された方はおられますので、それ以上であると思っております。それ以上であります。

また、接種回数につきましては医師の判断にもよりますが、当町診療所では13歳未満の子どもには2回接種を推奨するなど、個別対応をしております。

ワクチン確保量でございますが、両診療所で昨年並の1,100人分程度を確保しております。今年度は例年と異なり、厚労省では接種開始時の10月初旬に、全ての希望者分のワクチンを供給することは難しいとの見解を示しております。接種体制につきましては、コロナ対策として3密を回避するため、昨年度、各診療所で定員100人を4日間ずつ実施してきたものを今年度は1日当たり20人から30人の定員とし、伊根診療所では15日間、本庄診療所では11日間の接種日を設けた体制としております。期間は10月7日水曜日から12月7日月曜日にかけて行います。これにつきましては、与謝医師会管内との協調した期間として実施をすることとなっております。

全町民に計画的な接種をと申されますが、先ほども申し上げましたように、それより先に国は全国民が接種できる量のワクチンは確保されておられません。ちなみに今年の冬、供給されるワクチン量は約6,300万人分、これでも昨年より7%増加をしております。そうであっても6,300万人といえば、日本国民の半分でございます。各市町村が全員分欲しいと言っても、これはもう無理な相談でございます。また、法定接種も任意接種もあくまでも本人の意思によるものでございますので、打たれる方は打たれる、打たれない方は打たれないという状況であります。

伊根町といたしましては、インフルエンザワクチン接種について積極的に接種していただくよう周知を図る所存でございますが、全町民に計画的な接種というわけにはいかないわけでありまして。確保しております1,100人分を余すことなく活用できるように相努めます。1,100人分と申しましても、これちょっと余裕があるんですわ、1割。それですので、1,200から1,300近くの接種は可能でございます。

また、1,100を超える要望がありましたら、若干遅れることはあるかも分かりませんが、その分は調達できるよう薬品メーカーとは協議をしております。全員分くれというのは、それは無理ですよ。多少、融通は利かせてくれるということでございます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 今のお答えの中で半分、50%ぐらいの方が接種されている、1,000名ほどの方が伊根町の住民は受けておられるという近年の状況みたいですが、やはりこの緊急時には全員が希望すればぜひ、全国供給量は不足しているみたいですが、感染者が伊根町から出ないように、また、医療機関が混乱しないようなそういう体制を、環境をつくっていただきたいなと思っておりますので、町民の健康に関してどうぞよろしく願いいたします。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ワクチンの接種量は、希望される方の分はいけると思っております。例年、

50%といひましても2,000人、2,000人といひましても実質的には1,800ちょっとぐらいになるんですかね、いわゆる国勢調査なんかでいったら。そのうちの1,000人ですから、もう60%はいつている。それで1,300用意してあれば、もう70%以上ぐらい用意してある。50%程度から70%まで用意してあったら、今年だったら受けようという方は十分確保はできていると思います。それでも足りないという日は、調達のほう、薬品会社、今、協議しておりますので、十分というのか用意できると思っております。

また、今年少なかったですよ、12人。心配するのはあれで、皆さんそうやってわいわい言うのはいいんですけども、それほど大きく大きく皆さんがそういう町民さんの心配をあおる必要はないと思うんです。こうやって皆さんマスクして、手洗い、消毒、そういうことに心がけて、コロナにかからないようにと皆やっているんですよ。多分、私なんかはインフルエンザ、もう例年並みじゃなくて少なきにいくんじゃないだろうかと思っておりますけれども。いかにですね、こういうのは。正常性バイアスを働かすのはよくない話でありますけれども、そうじゃないかと思っておりますし、ワクチンの量は十分確保できていると思っております。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして、中嶋議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

休憩をいたします。40分まで休憩したいと思います。

休憩 10時29分

再開 10時40分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第3 議案第61号

○議長（上辻 亨君） 日程第3、議案第61号 令和元年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。よろしいですか。

なければ、原案に賛成者の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 令和元年度決算認定の討論に、日本共産党議員団を代表して賛成の立場で参加いたします。

令和元年度の決算は一般会計、特別会計の全体を通して、歳入決算額は49億8,953万7,000円、歳出決算額は46億5,373万6,000円で、3億3,580万円の黒字決算となりました。翌年度に繰り越すべき3,108万8,000円を差し引いても、3億471万2,000円の黒字決算となっています。経常収支比率は95.3%とここ数年徐々にポイントが上昇傾向にあります。実質公債費比率は6.5%と標準数値を下回っており、厳しい財政構造にあって、吉本町長をはじめ職員の皆さんの努力が表れた決算であり、大いに評価できるものです。まず、一般会計について述べます。

1億1,955万6,000円の情報配信システムの整備事業により、防災行政無線に代わる新しい行政情報配信システムが整備されました。伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」を整備し、全世帯にタブレット端末が配布され、文字や図表による確認やリアルタイムで、また何度でも確認することができるようになり、利便性がアップしました。今後は町民と行政の双方向の情報のやりとりを充実させ、町民にとって使いやすく役に立つシステム運用を期待します。

令和元年度決算では、町債残高を減らすために減債基金を活用した繰上償還が行われましたが、これは全体のバランスを考慮しながら、財政運営の健全化のための思い切った措置と考えます。

滞在型体験観光まちづくり事業では、新型コロナの影響により実施できなかった事業もあったようですが、新型コロナの終息後には町内観光の目玉の一つとなるような企画として期待したいと思います。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業では、町内の利用できるエネルギーを調査し、太陽光、

風力、温泉熱の3つの再生可能エネルギーの導入の可能性があるということでした。再生可能エネルギーの活用で、これからの地域振興の新たな展開を期待します。

令和元年度は民生委員の一斉改選が行われ、10名の新任委員と8名の再任委員が任命されました。民生委員のなり手不足は全国的な課題のようですが、当町でも区長さんはじめ民生委員推薦会委員に委嘱された皆さんは、何度も対象者のお宅に足を運び、説得に苦労されました。民生委員の活動は調査、実態把握が285件と平成30年度の216件を上回り、地道な訪問活動、支援活動が行われていることが伺えます。地域住民にとって頼りになる民生委員ですが、その活動が荷重にならないように行政サイドの配慮や援助をお願いします。

教育関係では、教育費無償化事業の継続や英語検定、漢字検定の補助率が3分の1から2分の1へと変更され、保護者の経費負担が凶られました。また、本庄小学校、伊根小学校の水道整備の修繕など、きめ細やかに子供たちの学習環境の整備が進められました。これは子供たちの学習の保障となるもので、今後も計画的な学習環境整備を期待します。

公民館活動では、公民館という形での活動は令和元年度で終了となり、新たに地区コミュニティ協議会として活動することになります。地域住民がつながり合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりの一環として、その活動がさらに発展していくように行政の援助をお願いしたいと思います。

次に、特別会計に移ります。

国民健康保険特別会計では、伊根診療所は繰入金なし、本庄診療所も一般会計からの繰入れは270万円減少するなど、常勤医師の不在の中でも経営の視点を緩めず、医療内容の充実に取り組まれてきたことが伺えます。今後も住民の要望に応える医療の実現と、医師をはじめとしたスタッフの確保に引き続き力を入れていってほしいと思います。

介護保険関係では、訪問入浴、訪問介護、通所介護は前年より件数の減少が見られ、施設入所の件数が増加しています。在宅生活を維持していくことが困難な方が増加しているのかと推測しますが、そんな中でも夜間対応型訪問介護、住宅改修などは増加しています。在宅療養の条件が厳しくなっている中でも、要介護者が安全に暮らせるための支援を丁寧に提供されていると思います。ケアマネさんはじめ、関係するスタッフの皆さんの要介護者と家族に寄り添う姿勢には頭が下がる思いです。今後も難しい事例が増えてくると思いますが、一人一人に寄り添った関わりをお願いしたいと思います。

今後も伊根町が町民との対話を重視し、町民の理解と協力を得ながら、小さい自治体のよさを生かした風通しのよい活気あるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。今後のさらなるご奮闘を期待いたしまして、令和元年度の決算認定の賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） それでは、令和元年度伊根町歳入歳出決算認定につきまして、拓政会を代表し、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和元年度一般会計決算額は、歳入総額37億6,661万8,000円、歳出総額34億6,003万2,000円、差引額3億658万6,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は2億7,839万7,000円の黒字決算となっております。主要財務比率では、経常収支比率95.3%と前年度から2.3ポイント、平成29年度から6.9ポイントと上昇傾向ではありますが、財政構造の硬直化を避けるため、減債基金を活用した繰上償還もされております。次年度も引き続き財政健全化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

財政の厳しい状況ではありますが、吉本町長をはじめ職員の方々の行財政運営への取組に敬意を表するとともに、限られた財源を重点的に配分され、効率で迅速な事務執行による黒字決算であることを認めます。

今年度の主な事業では、行政情報配信システム整備事業でアナログ防災行政無線に代わる伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」を整備し、丁寧な説明会を実施され、全世帯にタブレット端末を配布されました。音声と文字情報で発信ができます「いねばん」は、今後さらに内容の充実を図るとともに、あらゆる分野での様々な活用ができること、大いに期待するものであります。運用開始後も検証を重ねていただき、町民がタブレットに関心を持たれるこれからの時代にふさわしいシス



テムになりますよう、努めていただきたいと思います。

また、宮津与謝環境組合負担金で、広域ごみ処理施設、宮津与謝クリーンセンターが完成いたしました。日々発生する廃棄物を適正に処理し、衛生的な生活環境になることを期待しております。

今後も引き続き財政運営の厳しい状況で、人口減少、少子高齢化が進む本町ではありますが、町民のニーズを捉え、経済情勢の変化にも柔軟に対応し、各施策、事業の必要性を我々議会とともに見極める必要があります。そして、第6次伊根町総合計画に基づく伊根町に住む人、訪れる人、関わる人、全てが幸せを実感できる「みんなで創るええまち」の実現に向けての道しるべとなること、そして次世代が誇りを持って暮らせる持続可能なまちづくりを強く期待し、本決算の私の賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 令和元年度一般会計・特別会計歳入歳出決算認定において、賛成の立場から意見を述べます。

実質収支では3億400万円の黒字決算となり、執行部の効率よく事業をされた結果の表れとなり評価をいたします。財政構造は安定しているものの、依存財源は72.3%と依然として高く、今後もいかに自主財源の比率を高めていくかが課題と考えます。

今年度の主な個別事業では、「いねばん」の環境整備によりタイムリーな情報が、聞き逃すことなく町内の日々の情報が伝わり、生活に安心感を覚えました。

子育て支援は、子育て世代には充実した支援策の継続で、若い世代の定着や増加によって人口減少の歯止めを期待したいと思います。

観光事業では、滞在型体験まちづくり事業は新たな観光創出に期待を膨らませます。伊根地区のみならず、町内全般に事業の波及を期待したいと思います。

また、近年、常態化している不納欠損処理では、税の公平負担の観点から京都地方税機構と一層の徴収業務をしていただきたいと思います。

コロナ禍のさなかではありますが、町民一人一人が健康に不安なく豊かさを実感できる町政運営を引き続き推し進められることを期待し、賛成討論といたします。

○議長（上辻 亨君） ほかに討論はありませんか。討論がないようではありますが、これで討論を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和元年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

#### ◎ 日程第4 意見書案第2号

○議長（上辻 亨君） 日程第4、意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては調整済みであります。したがって、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（上辻 亨君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第



74条の規定により閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（上辻 亨君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回伊根町議会定例会を閉会します。

本定例会も皆様のご協力をいただきまして、予定どおり閉会の運びとなりました。

また、令和元年度歳入歳出決算も慎重審議の上、認定をいただきました。決算認定で議員からの意見等については、今後、検討いただきますようお願いいたします。

本年度も早いもので折り返しとなりました。理事者、幹部職員におかれましてはご自愛いただきまして、引き続き町政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 10時57分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員